

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成26年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,089件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,079件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが240件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣（土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）であるもの221件）、収用委員会の裁決を不服とするものが839件となっている。

平成26年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は18件であり、これらに前年度から繰り越された12件を加えた計30件が26年度に係属した。このうち、12件が26年度中に処理され、残りの18件は27年度に繰り越された。なお、26年度に係属した30件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

第1節 平成26年度に係属した意見の申出事案

平成26年度に係属した意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

- 1 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社起業、一般国道 298号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事並びに高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事に関する異議申立て

（平成25年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年12月16日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 異 議 申 立 人 土地所有者等28人
- (6) 異議申立てのあった日 平成23年1月14日
- (7) 異議申立ての内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年2月14日
- (9) 回 答 日 平成26年5月30日
- (10) 回 答 内 容 本件異議申立ては、理由がないものとする。

2 国土交通大臣（東北地方整備局長）起業、一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 青森県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年11月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年12月19日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年5月22日
- (9) 回 答 日 平成26年7月10日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 大阪府起業、府道茨木亀岡線改築工事（大阪府茨木市安威二丁目地内から同市安威二丁目地内まで）に関する審査請求

（平成25年（イ）第8号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年1月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年2月21日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年6月20日
- (9) 回 答 日 平成26年5月16日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事に関する異議申立て

（平成25年（イ）第10号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年10月5日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 異 議 申 立 人 土地所有者1人
- (6) 異議申立てのあった日 平成24年11月2日

- (7) 異議申立ての内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年6月20日
- (9) 回 答 日 平成27年3月27日
- (10) 回 答 内 容 本件異議申立ては、理由がないものとする。

5 国土交通大臣（中国地方整備局長）起業、広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）3・3・341号字品観音線に関する審査請求

（平成25年（イ）第11号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 広島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年6月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月24日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日
- (9) 回 答 日 平成26年5月16日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

6 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社起業、一般国道298号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事並びに高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第12号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年6月10日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月12日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日
- (9) 回 答 日 平成26年5月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 名古屋市起業、名古屋都市計画公園事業4・4・6号川名公園に関する審査請求

(平成25年(イ)第13号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年7月2日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年7月31日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年12月18日
- (9) 回 答 日 平成26年7月10日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 群馬県起業、県道藤岡大胡線改築工事(群馬県前橋市富田町字新井地内から同市富田町字宮田地内まで)に関する審査請求

(平成26年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月24日
- (7) 審査請求の内容 明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日
- (9) 回 答 日 平成26年9月16日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 国土交通大臣(四国地方整備局長)起業、一般国道192号改築工事(徳島南環状道路・徳島県徳島市上八万町下中筋地内から同市上八万町東山地内まで及び同市八万町向寺山地内から同市八万町大野地内まで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年8月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地使用権者及び物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年9月6日

- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日
- (9) 回 答 日 平成26年10月21日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 国土交通大臣（関東地方整備局長）及び東日本高速道路株式会社代表取締役社長（関東支社長）起業、一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 埼玉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年9月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月11日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年2月28日
- (9) 回 答 日 平成26年6月10日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大分県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年9月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年3月14日

12 国土交通大臣（四国地方整備局長）起業、一級河川那賀川水系那賀川長安口ダム改造工事及びこれに伴う附帯工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第5号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年10月7日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年11月6日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年3月14日
- (9) 回 答 日 平成26年7月10日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 神奈川県起業、県道平塚松田改築工事（神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町地内から同町大字比奈窪字向河原地内まで）に関する審査請求

（平成26年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 神奈川県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年11月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年12月19日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年5月21日
- (9) 回 答 日 平成26年11月20日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 香川県及び小豆島町起業、二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第7号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（四国地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成21年2月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 関係人15人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年3月2日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日

15 香川県及び小豆島町起業、二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第8号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 香川県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年7月20日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人36人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年8月20日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日

16 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第9号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日

17 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第10号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日

18 宮崎県起業、一般国道327号改築工事(古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七

ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで)に関する審査請求

(平成26年(イ)第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 宮崎県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年3月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年4月25日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日

19 東京都起業、都道府中町田線改築工事(東京都町田市本町田字乙七号地内から同市本町田字六号地内まで)に関する審査請求

(平成26年(イ)第12号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年3月27日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年4月15日及び平成26年5月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日

20 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第13号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

21 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第14号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

22 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第15号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

23 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第16号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

24 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（九州地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年1月19日

25 群馬県起業、一般国道120号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求

（平成27年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（関東地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成25年4月15日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年5月15日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年1月19日

26 国土交通大臣（四国地方整備局長）起業、一般国道32号改築工事（猪ノ鼻道路・徳島県三好市池田町西山落地内から同市池田町州津乳ノ木地内まで）に関する審査請求

（平成27年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成26年8月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年9月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年2月19日

27 岐阜県関市起業、関都市計画道路事業3・5・24号坂田関線に関する審査請求

（平成27年（イ）第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 岐阜県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成26年8月21日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年9月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年2月19日

28 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第5号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者等64人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月1日～7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

29 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第6号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者等6人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

30 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第7号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日

- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日